

船橋市図書館資料収集基準

(総則)

第1条 この基準は、船橋市図書館資料収集方針（以下、「方針」という。）第9条に基づき、収集する図書館資料の選定等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(資料収集基準)

第2条 資料収集にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 書き込むこと、切り取ること若しくは組み立てることを目的として作られた資料、又は著しく耐久性に欠ける資料は収集しないものとする。
- (2) 高度な専門書、学術書、学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類は、原則として収集しないものとする。
- (3) 営利目的及び宣伝色が強いものは、収集しないものとする。
- (4) 漫画は、原則として収集しないものとする。ただし、内容が一般書及び児童書の資料収集基準に合致し、かつ、文章表現ではなく漫画にすることで、内容を理解し易くしたものについては、選択して収集するものとする。
- (5) 自費出版は、各館の事情と必要に応じて厳選して収集するものとする。

(一般書)

第3条 一般書は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

- (1) 総記（第0類）
 - ア 情報科学については、入門書、概説書を中心に最新のものを収集する。
 - イ 図書館学資料については、積極的に収集する。
- (2) 哲学（第1類）
 - ア 哲学・心理学・倫理学については、分野ごとに基本的な入門書、概説書を中心に収集する。
 - イ 超心理学・易占については、学術的な立場から記述された解説書、概説書を選択して収集する。
 - ウ 宗教については、代表的な宗派の主要なもののほか、宗教史、学説史を選択して収集する。
- (3) 歴史（第2類）
 - ア 歴史については、内容の正確な入門書から基本的な専門書まで特定の歴史観や学説に偏らないよう、多様な観点の資料を収集する。
 - イ 伝記については、日本及び外国の各分野の代表的人物を中心に収集する。

ウ 地理・地誌・紀行については、日本及び外国の基本的なものを収集する。特に千葉県内及び近隣都県、姉妹都市等のものは、積極的に収集する。

エ 地図・旅行案内については、信頼性の高い最新のを収集する。

(4) 社会科学（第3類）

ア 社会思想については、入門書、概説書を中心に主要なものを収集する。

イ 政治については、日本及び外国の主要なものを収集する。

ウ 法律については、日本に関するものを中心に収集する。解説書は実用的価値の高いものを収集する。法改正に伴い、常に新しいものを提供できるように資料の更新に留意して収集する。

エ 経済については、入門書、概説書のほか主要なものを収集する。

オ 社会学については、入門書、概説書のほか主要なものを収集する。また、社会保障、労働・家庭問題等社会的関心の高いものを、広く収集する。

カ 教育については、入門書、概説書を中心に収集し、社会教育および家庭教育に関するものも収集する。

キ 風俗習慣・民俗学については、日本各地のものを中心に収集し、外国の主要なものも収集する。

ク 国防・軍事については、基本的、記録的なものを収集する。

(5) 自然科学（第4類）

ア 自然科学については、入門書、概説書及び基本的な理論書を中心に収集する。

イ 数学・物理学・化学・天文学・地球科学・生物科学・植物学・動物学については、一般的関心の高いものを中心に収集する。

ウ 医学・薬学については、入門書及び基本的な概説書、家庭医学の実用書を中心に収集する。

(6) 技術（第5類）

ア 技術工学については、入門書、概説書を中心に収集する。

イ 環境工学・通信工学・情報工学については、最新の入門書、概説書を広く収集する。

ウ 家政学については、最新の実用書を収集する。

(7) 産業（第6類）

ア 産業については、入門書、概説書を中心に収集する。

イ 園芸・動物飼育・鉄道・観光事業については、入門書、概説書を中心に収集し、あわせて実用書も収集する。

(8) 芸術（第7類）

ア 芸術については、鑑賞に役立つ入門書、概説書、基本的な理論書、実

技指導書を収集する。

イ 一枚ものの楽譜は、収集しない。

ウ 美術全集・画集・写真集については、基本的なものを中心に収集し、高価なものは厳選して収集する。ただし、アイドル歌手やタレント（スポーツ選手等をタレント的に扱うものを含む）等の写真集は収集しない。

エ 音楽・演劇・映画については、著名な人物や作品については、積極的に収集する。

オ スポーツ・諸芸・娯楽については、入門書、概説書、実技指導書、規則及び記録等を中心に収集する。

カ タレント本については、原則として収集しない。

(9) 言語（第8類）

ア 日本語については、入門書、概説書及び定評のある辞典を、包括的に収集する。

イ 外国語については、主要な言語の入門書、概説書及び辞典を収集する。

(10) 文学（第9類）

ア 文学理論・文学史については、入門書、概説書を中心に収集する。

イ 日本文学については、包括的な作品集、古典的作品、文学史上著名な作家の個人全集を広く収集する。現代文学作品は、一般的関心の高い作品を中心に収集する。

ウ 外国文学については、古典的作品、一般的関心の高い現代作家の作品を中心に収集する。

(参考図書)

第4条 参考図書は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

(1) 百科事典

ア 各国の政治、経済、社会、文化事情及び社会評論については、最新の資料を収集する。

イ 社会的関心の高い問題については、様々な観点に立つ多様な資料を収集する。

ウ 改定及び改版に留意し、定評のある编者及び出版社のものを収集する。

(2) 年鑑・年報・名鑑

ア 利用の多いものを、選択して収集する。

イ 最新版を維持できるよう収集する。

(3) 白書・便覧・ハンドブック

ア 政府刊行物は、積極的に収集する。

イ 利用の多い分野については、毎年収集する。

ウ 該当する法令や内容の改変に留意し、最新の資料を収集する。

- エ 主たるテーマ、分野について継続的に収集する。
- (4) 人名録・職員録
各分野で定評のあるものを収集する。
- (5) 図鑑・図録
ア 専門的テーマを扱う資料を、幅広く収集する。
イ 写真、図版、索引等の優れた資料を収集する。
- (6) 年表
ア 総合的な年表、各主題における年表ともに積極的に収集する。
イ 最新版を維持できるよう収集する。
- (7) 統計
ア 官公庁編集の諸統計は、積極的に収集する。
イ 一次統計を加工したものは、選択して収集する。
ウ 民間の機関が編集したものについては、利用の多いものを収集する。
- (8) 調査報告書
ア 政府刊行物は、積極的に収集する。
イ 該当する法令や内容の改変に留意し、最新の資料を収集する。
- (9) 法令・判例集
ア 法令の制定、改廃に留意して収集する。
イ 法令集は、最新版を収集する。
ウ 専門主題の法令集は、利用の多いものを選択して収集する。
エ 判例集は、最高裁判所、高等裁判所の発行する資料を中心に収集する。
- (10) 言語辞書
ア 各国の言語について、利用頻度を考慮し、選択して収集する。
イ 定評のある編者及び出版社の資料を収集する。
- (11) 書誌・目録・索引等
ア データベース等で検索できない項目について多く扱っている資料を中心に収集する。
イ 各主題の資料は、利用の多いものを収集する。
- (12) 専門事典
ア 内容が正確で最新の資料を、積極的に収集する。
イ 各分野で定評のある編者及び出版社の資料を、積極的に収集する。
- (13) 地図
船橋市を中心として、最新版を収集する。
- (14) 電話帳
船橋市を中心として、最新版を収集する。
- (15) その他
内容自体は一般的な資料でも、他では替えられない付加資料などがついて

いるもの、又は参考図書として利用価値が高いものを、選択して収集する。

(児童書)

第5条 児童書は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

(1) 絵本

ア 絵と文が一体となって、魅力ある芸術としての世界を作り上げているものを収集する。

イ 話の運び方や内容が生き生きとしていて、子供の心を捉える力があるものを収集する。

ウ 日本語としてすぐれた文章であり、耳で聞いたとき心地よい響きを持っているものを収集する。

エ 子供の興味や発達段階にふさわしいテーマや書き方に留意して収集する。

オ 作品の内容にふさわしい装丁や判型のものを収集する。

カ 昔話絵本は、再話が原話に忠実なものを収集する。

キ 他に原作をもつ絵本は、原則として収集しない。

ク しかけ絵本は、耐久性のないものは収集しない。

ケ ポップアップ絵本、音の出る絵本は、原則として収集しない。

コ 大型絵本は、読み聞かせを目的とする活動用として収集する。

(2) 文学

ア 人間を信頼し、人生を肯定的に見る姿勢に貫かれているものを収集する。

イ 年齢にふさわしい形で、理解できるように書かれているものを収集する。

ウ 観念的な書き方でなく、登場人物それぞれの性格が生き生きと書き分けられているものを収集する。

エ 結末は情緒に流されず、子供が納得できる終わり方であるものを収集する。

オ 外国文学については、安易な抄訳は避け、原作の雰囲気をも十分に生かした、子供が親しめる訳のものを選択して収集する。

カ 挿絵は作品の雰囲気にもふさわしく、読み手のイメージを助けているかに留意して収集する。

キ ノベライズ本は、原則として収集しない。

(3) ノンフィクション (知識の本)

ア 事実や情報の羅列ではなく、子供の興味や知識欲、探究心を喚起するものを収集する。

イ 自然や未知なるものへの驚きや関心を育てるとともに、子供の経験の幅を広げることにつながるものを収集する。

ウ 人間や世の中に対する洞察を深め、子供に生きていく社会について考え

- る視点を与えるものを収集する。
- エ 子供が科学的推論や論理の楽しさを享受でき、その方法を身につけるための助けとなるものを収集する。
- オ 内容が正確かつ適切で、明確な説明とともに子供の理解を助けるための工夫がなされているものを収集する。
- カ 学校と連携し、調べ学習等に対応できる資料を収集する。
- キ 伝記は、著名な人物を中心に、実在した人物の生涯を史実から明らかにしたものを収集する。ただし、幼年向けのダイジェスト版は収集しない。
- (4) 紙芝居
- ア 画面の絵と脚本が調和していて、紙芝居の特性（画面変換、紙芝居の抜き差し）が生かされているものを収集する。
- イ 内容については、前3号を準用する。

(児童資料室資料)

第6条 児童資料室資料は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

- (1) 児童図書館
児童書専門図書館及び図書館の児童室等の理念、運営に関する資料のほか目録、各種リスト等を収集する。
- (2) 児童文化
紙芝居、人形劇等子供の文化に関する研究書を収集する。
- (3) 伝承児童文化
わらべ歌、伝承の遊びに関する資料とその研究書を収集する。
- (4) 伝承文学
神話、伝説、昔話とその研究書を収集する。
- (5) 絵本
ア 日本の著名な画家の作品を収集する。
イ 外国の絵本は、一般的に評価されている賞（例：コルデコット賞、ケイト・グリーナウェイ賞など）の受賞作を中心に収集する。
ウ 研究書は、絵本論、作品論、作家論を収集する。
- (6) 創作児童文学
ア 日本の著名な作家の作品を収集する。
イ 外国の作品については、一般的に評価されている賞（例：ニューベリー賞、ガーディアン賞など）の受賞作を中心に収集する。
ウ 研究書については、文学論、作品論、作家論を収集する。
- (7) ノンフィクション
復刊の見込みが少なく、資料的に残しておく必要があるものを収集する。
- (8) 雑誌

ア 児童向けのものについては、児童書選書基準に準じて収集する。

イ 前号以外のものについては、本基準の収集範囲の研究誌とする。

(9) その他

ア ストーリーテリング、読み聞かせ、ブックトークに関する資料を収集する。

イ 読書指導、読書運動に関する資料を収集する。

ウ 芸術性が高く、社会的に定評のある漫画に関する研究書を収集する。

(逐次刊行物)

第7条 逐次刊行物は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

(1) 新聞

ア 主要な全国紙及び千葉県の実地的な地方紙を中心に収集する。

イ 専門紙、スポーツ紙及び海外の新聞等は、実地的なものを中心に選択して収集する。

ウ 主要な全国紙については、縮刷版も収集する。

エ 政党の機関紙については、寄贈された場合のみ収集する。

(2) 雑誌

ア 国内発行の雑誌を中心に、各分野の雑誌をバランスよく収集する。

イ 海外雑誌、児童及び青少年向けの雑誌については、選択して収集する。

ウ 高度な専門雑誌及び娯楽雑誌については、利用頻度や必要性を考慮し厳選して収集する。

(3) 官報・県報

継続的に収集する。

(郷土資料)

第8条 郷土資料は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

(1) 船橋市に関するものについては、地方公共団体その他公的機関が発行する資料、一般書にかかわらず、新聞、雑誌、パンフレット、地図、写真等可能な限り、網羅的に収集する。

(2) 千葉県全般に関する歴史、地理、自然、産業及び教育等についての資料並びに各種統計書は、積極的に収集する。

(3) 千葉県内の他市町村に関するものについては、選択して収集する。ただし、市町村の概要が把握できる統計書は、積極的に収集する。

(4) 郷土にゆかりのある著者の作品は、テーマが郷土と何らかの関係性を有するものを積極的に収集する。ただし、視聴覚資料については選択して収集する。

(視聴覚資料)

第9条 視聴覚資料は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

- (1) 映像資料については、図書館での貸出許諾が得られている DVD を収集するものとする。
 - ア 地理・紀行については、国内外の記録的価値の高いものを収集する。
 - イ 歴史については、社会的に定評のあるものを、各年代から幅広く収集する。
 - ウ 科学については、信頼性の高いもの、社会的関心の高いものを収集する。
 - エ 絵画や舞踊等については、芸術性の高いもの、一般的関心の高いものを収集する。
 - オ 音楽については、音楽性及び芸術性が高いものを収集する。
 - カ 映画については、社会的に評価されているものを選択して収集する。
 - キ 子供向けの資料については、知識欲や探究心を喚起するものや芸術性の高いものを収集する。
 - ク その他、知識及び技術の習得及び教養に資するものを、選択して収集する。
- (2) 音響資料については、原則として1タイトル1点とし、音楽についてはアルバム CD を収集するものとする。
 - ア クラシック音楽については、主要な作曲家、指揮者及び演奏者の作品で、名曲・代表作として評価されているものを収集する。
 - イ ポピュラー音楽については、聴き継がれ、歌い継がれている歌手及び作曲者の作品並びに歴史的な名盤と評価されている作品を選択して収集する。
 - ウ 邦楽については、日本古来のスタイルに基づく伝統的な音楽の基本的な作品、代表的な演奏者の作品を収集する。
 - エ 子供向けの音楽については、童謡や唱歌のほか、教育的価値の高い基本的な作品を収集する。アカデミー賞受賞等の一定の評価を受けた作品を除き、アニメーション映画やテレビ番組の主題歌等は原則として収集しない。
 - オ 諸芸については、日本固有の芸能として広く大衆に親しまれているものの名作・古典を中心として収集する。
 - カ その他、効果音等については利用動向に配慮しつつ選択して収集する。

(障害者向け資料)

第10条 障害者向け資料については、障害者に加え高齢者の利用も視野に入れ、社会的に定評があり、一般的に関心の高いものを収集する。

(複本の取扱い)

第11条 長く読み継がれ評価の定まった作品の維持及び更新のほか、利用状況を鑑み、必要に応じて複本を備えるものとする。

(リクエストの取扱い)

第12条 リクエスト資料については、資料的価値及び将来の利用を勘案し、必要が認められた場合に購入するものとする。

(資料収集担当者会議等)

第13条 方針第7条に規定する合議とは、各館における選書会議及び各館の資料収集担当者によって構成される資料収集担当者会議による合議とする。

2 資料収集担当者会議は、隔週に行い、次の各号に掲げる項目について合議するものとする。

- (1) 新規発注の協議
- (2) 複本の取扱い
- (3) リクエストされた資料の収集の可否
- (4) 相互貸借による借受け頻度が高い資料の収集の可否
- (5) その他、館長が必要と認めるもの

附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 これに伴い、「一般書選書基準」、「児童図書選書基準」、「児童資料室選書基準」及び「船橋市図書館視聴覚資料選定基準」「船橋市図書館資料担当者会議設置要綱」を廃止する。

附 則

この基準は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。